

警備業法関係法令の一部改正に関するお知らせ

令和元年8月30日付けで警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等(以下「改正府令」とします。)が施行されましたが、概要等については下記のとおりですのでお知らせします。

記

第1 警備業法施行規則の一部改正

1 警備員教育における教育時間数及び教育頻度の見直し等

(1) 概要

ア 教育時間数及び教育頻度の見直し(別添資料参照)

イ 基本教育と業務別教育の教育時間数の統合

基本教育と業務別教育の両方を行う必要がある警備員については、基本教育と業務別教育の教育時間数が統合されました。(別添資料参照)

ウ 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育頻度が、半年の教育期ごとから年度ごとに改められたことに伴い、教育計画書及び教育実施簿についても年度ごとに作成し、営業所に備え付けることとされました。

(2) 留意事項

ア 内閣府令の改正前に行われた令和元年度中の警備員教育の教育時間数については、改正後の教育時間数に計上できます。

イ 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育頻度が、半年の教育期ごとから年度ごとに改められたことに伴い、以下のとおり営業所の備付け書類に関する経過措置が設けられました。

(ア) 改正府令の施行の際現に営業所に備えている、改正府令の施行の前日に終了した教育期に係る教育計画書及び教育実施簿についての適用については、従前の例により当該年度が終了した日から2年間備え付けておくこととされました。

(イ) 改正府令の施行の際現に営業所に備えている、改正府令の施行の日の属する教育期に係る教育計画書の保存期間については、改正府令の施行の日の前日から2年間とされました。

(ウ) 本年度の教育計画書については、施行の日の翌日から起算して三月以内に作成し、備えることとする経過規定を置くこととされました。

※令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間)の教育計画書を、既に実施済みのものも含めて令和元年11月30日まで作成することが必要となりました。(作成日は8月31日から11月30日の間で作成した日を記載)

(エ) 改正府令の施行前にした行為及び(ア)によりなお従前の例によることとされる場合における改正府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされました。

2 警備員教育における実施可能な講義の方法の拡大

警備員教育における講義の方法に、電気通信回線を使用して行う講義の方法(e-ラーニング)を含むこととされました。ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、対面による講義の方法と同等の教育効果を担保するため、

- 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること
- 受講者の受講の状況を確認できるものであること
- 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況が確認できること
- 質疑応答の機会が確保されているものであること

の要件のいずれにも該当するものに限ることとされました。

第2 警備員等の検定等に関する規則の一部改正

1 空港保安警備業務及び雑踏警備業務における配置基準の見直し

(1) 空港保安警備業務における配置基準の見直し

警備業者は、空港保安警備業務を行う場所ごとに一級検定合格警備員を配置して、警備業務を実施させなければならないこととされているところ、当該場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物等検査用機械器具の性能、情報通信技術の利用（ボディースキャナー等）の状況その他の事情を勘案することとされました。

(2) 雑踏警備業務における配置基準の見直し

警備業者は、雑踏警備業務を行う場所が、当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上、2以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごとに一人以上の一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置する必要があるとされているところ、当該区域を特定するに当たっては、情報通信技術の利用（ドローンやAI等）の状況を勘案することとされました。

2 登録講習機関による講習会の実施基準の見直し

講師一人当たりの受講者数の制限を撤廃したとしても、パソコン等視聴覚教材の活用等により、より多くの受講者に対し、効果的な講習を実施することが可能となったことから、当該制限を撤廃することとされました。

第3 その他・参考

本件改正の詳細については、島根県警察ホームページ

「<https://www.pref.shimane.lg.jp/police/>」

の申請・手続きコーナーをご覧ください。

第4 お問い合わせ先

島根県警察本部生活安全企画課営業保安係（0852-26-0110）内線3032

新任教育の教育時間数(新旧比較)

【教育時間数の算出方法】

- ① 免除の規定を受けず、基本教育及び業務別教育の両方を行う必要がある場合は、教育時間数を統合。
- ② 現行で30時間以上必要な警備員の教育時間数を、現行規則改正前(20時間以上(現行の3分の2))に短縮。
- ③ ②の短縮を踏まえ、警備員の区分に応じ、必要な教育時間数を、それぞれ3分の2(※)に短縮。
- ④ 業務別教育の教育時間数の短縮を踏まえ、実地教育の上限の教育時間数を2分の1(※)に短縮。なお、基本教育と業務別教育の両方を行う必要がある場合は、実地教育の上限の教育時間数を、実施する業務別教育の教育時間数の2分の1(※)とする。

※ 割り切れない場合、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間とする。

警備員の区分		新任教育【現行】			新任教育【新】			改正規則の 該当条文 【規則第38条 第4項】	
		基本教育	業務別教育	実地教育の上限	基本教育	業務別教育	実地教育の上限		
一般の警備員 (教育の免除・短縮の対象とならない警備員)		15時間以上	15時間以上	8時間	20時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の一の項	
警備業務1級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書	
	当該検定業務以外に就く場合	当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
		当該検定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
警備業務2級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書	
	当該検定業務以外に就く場合	当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
		当該検定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
警備員指導 教育責任者 資格証の交 付を受けて いる者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書	
	当該資格業務以外に就く場合	当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
		当該資格業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
機械警備業 務管理者資 格者証の交 付を受けて いる者	当該警備業務に就く場合	15時間以上	免除	-	10時間以上	免除	-	表の四の項	
	警備業務経験者	元警察官	5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	-	表の五の項
		当該警備業務以外に就く場合	5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	-	表の五の項
警備業務経 験者(※1)	当該警備業務に就く場合	5時間以上	5時間以上	3時間	7時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限2時間)	表の六の項	
	当該警備業務以外に就く場合	5時間以上	15時間以上	8時間	13時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の七の項	
元警察官(※2)		5時間以上	15時間以上	8時間	13時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の七の項	

※1 警備業務経験者…最近3年間に警備業務に従事した期間が通算して1年以上である警備員(業務別教育は従事させようとする当該警備業務に係るものに限る。)

※2 元警察官…警察官の職にあった期間が通算して1年以上ある警備員

現任教育の教育時間数(新旧比較)

【教育時間数の算出方法】

- ① 免除の規定を受けず、基本教育及び業務別教育の両方を行う必要がある場合は、教育時間数を統合。
- ② 教育の頻度を、半年に1度の教育期ごとから、現行規則の改正前の1年ごとに変更。
- ③ 現行で年度ごとに16時間以上必要な警備員の教育時間数を、現行規則の改正前(年度ごとに10時間以上(現行の16分の10))に短縮。
- ④ ③を踏まえ、業務別教育のみ必要な警備員に対する教育時間数を、それぞれ16分の10(※)に短縮。

※ 割り切れない場合、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間とする。

警備員の区分		教育区分	現任教育【現行】		現任教育【新】		改正規則の 該当条文 【規則第38条 第5項】
			基本教育	業務別教育	基本教育	業務別教育	
一般の警備員 (教育の免除の対象とならない警備員)			半年(教育期) ごとに 3時間以上	半年(教育期) ごとに 5時間以上	年度ごとに 10時間以上		表の一の項
警備業務1級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該検定業務に就いている場合		免除	免除	免除	免除	柱書
	当該検定業務以外に就いている場合		免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
警備業務2級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該警備業務に就いている場合		免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
	当該検定業務以外に就いている場合		免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
警備員指導 教育責任者 資格者証の 交付を受けて いる者	当該警備業務に就いている場合		免除	免除	免除	免除	柱書
	当該資格業務以外に就いている場合		免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項